

糸島郡全町
筑紫郡那珂川町

備考 この表の区域欄に掲げる名称は、熊本県職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例（平成16年熊本県条例第42号）の施行の日においてその名称を有する郡、市、特別区又は町の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有する区域の変更によって影響されるものではない。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、熊本県職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例（平成16年熊本県条例第42号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の日額旅費支給規程の規定は、この訓令の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。
（熊本県東京事務所等に対する日額旅費支給規程の廃止）
- 3 熊本県東京事務所等に勤務する職員に対する日額旅費支給規程（昭和37年熊本県訓令甲第27号。次項において「東京事務所等規程」という。）は、廃止する。
（東京事務所等規程の経過措置）
- 4 東京事務所等規程の適用を受ける旅行で、この訓令の施行の日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

登 載 依 頼

熊本県青少年問題協議会公告 第2号

平成16年度第2回熊本県青少年問題協議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成16年11月17日

熊本県青少年問題協議会
会長 潮 谷 義 子

- 1 開催日時
平成16年11月26日（金）
午前10時から
- 2 開催場所
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館5階審議会室
- 3 議題
（1）熊本県次世代育成支援行動計画素案（青少年分野）について
（2）意見交換
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
（1）傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、問題協議会の会長の許可を得たうえで、会議の会場に入ることができる。
（2）傍聴の手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県青少年問題協議会事務局（熊本県環境生活部交通安全・青少年課青少年班）
（電話 096 - 383 - 1111 内線 7409）

熊本県教育委員会訓令第8号

本 庁 各 課
各 地 方 機 関
各 県 立 学 校

熊本県立学校等職員に対する日額旅費支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成16年11月17日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

熊本県立学校等職員に対する日額旅費支給規程の一部を改正する訓令
熊本県立学校等職員の日額旅費支給規程（昭和39年熊本県教育委員会訓令甲第4号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を次のように改める。

第2条 日額旅費は、職員が、熊本県立苓洋高等学校実習船による航海用務のため旅行した場合に支給する。

第3条 前条に規定する旅行の日額旅費の額は、次の表による

旅行諸費	宿泊設備がない船舶による旅行で宿泊を要する場合
条例第20条第2項及び熊本県職員等の旅費に関する条例施行規則第8条第1項第2号に定める額	条例別表第1に定める宿泊料に左欄に掲げる旅行諸費を加算して得た額

別表第1から別表第3までを削る。

附 則

- 1 この訓令は、熊本県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例（平成16年熊本県条例第42号）の施行の日から施行する。
- 2 改正後の熊本県立学校等職員に対する日額旅費支給規程の規定は、この訓令の施行の日以後に出発した旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。